

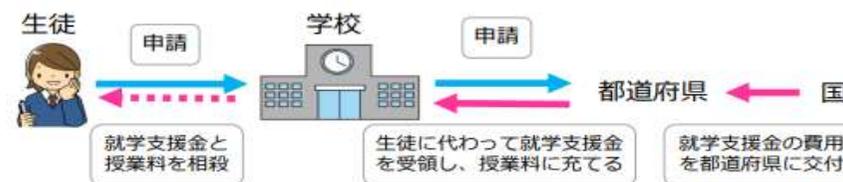
1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の制度です。全国の約8割の生徒が利用しています。(就学支援金)
また広島県では、家計状況により就学支援金に上乘せして助成し、授業料・入学時納入金を軽減する制度があります。(授業料等軽減)

○保護者の所得(課税標準額から算出した基準額)によって補助金の額が決まります。
目安として世帯の年収約910万円未満の方が対象となります。
詳しくは、下表を参考にしてください。

2. 受給方法

令和5年度課税台帳記載事項証明書(父母分)を市役所等で取得し、申請書とともに提出します。
ご提出いただいた課税証明書をもとに、補助金額を算出し、4月分の授業料等から補助金額を差し引いた額を納入していただきます。



詳細は、入学金納入後ご案内します。

3. 補助金額(呉港高校の場合)

判定基準額※1	世帯収入の目安※2	授業料補助金額(/月)		生徒負担額(/月) ※諸費を含む。寮費は含まない。		入学時納入金補助金 ※入学後支給
		普通科	機械科・情報システム科	普通科	機械科・情報システム科	
0円(非課税)	～約270万円	34,500円	35,500円	6,000円	5,500円	180,000円
51,300円未満	～約350万円	34,500円	35,500円	6,000円	5,500円	180,000円
154,500円未満	～約590万円	33,000円	33,000円	7,500円	8,000円	対象外
304,200円未満	～約910万円	9,900円	9,900円	30,600円	31,100円	対象外
304,200円以上	910万円以上	0円	0円	40,500円	41,000円	対象外

※1 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民の税調整控除の額(政令指定都市は3/4を乗じる)を算出。父と母の算出額を合算した額。
ご自身で算出しても相違がある場合がありますので、あくまでも参考としてご覧ください。

※2 保護者のどちらか一方が働き、子供が2人いる世帯をモデルにした場合です。

【高校生等奨学給付金について】

非課税世帯の方は、上記の就学支援金とは別に「高校生等奨学給付金」を年1回受給することができます。

16歳以上23歳未満の兄弟がいる場合・・・152,000円

16歳以上23歳未満の兄弟がいない場合・・・137,600円 生活保護受給世帯・・・52,600円(令和5年度の場合)

【学びの变革奨学金について】

非課税世帯の方は35,000円を上限とし、年1回ICT端末(タブレット)の補助金を受けることができます。(令和5年度の場合)